

予 算 要 求 資 料

令和8年度当初予算

支出科目 款：総務費 項：防災費 目：防災総務費

事業名 岐阜県被災者生活・住宅再建支援事業費補助金

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

危機管理部 防災課 防災企画係 電話番号：058-272-1111(内2839)

E-mail : c11115@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 4,900千円 (前年度予算額： 3,866千円)

<財源内訳>

区分	事業費	財源内訳							
		国庫支出金	分担金負担金	使用料手数料	財産入	寄附金	その他	県債	一般財源
前年度	3,866	0	0	0	0	0	0	0	3,866
要求額	4,900	0	0	0	0	0	0	0	4,900
決定額									

2 要求内容

(1) 要求の趣旨(現状と課題)

自然災害により県内で甚大な被害が発生した際に、被災者の生活及び住宅の再建に資することを目的とした被災者生活再建支援法による支援があるが、同法による支援制度は大規模な災害を対象としている。このため、国に対しては、全国知事会を通じてその是正を継続的に要請している。

県では、国制度を補完する目的で、市町村が独自に支援金を支給する場合に、支援金の給付主体である市町村に補助金を交付する制度を創設し運用している。

(2) 事業内容

災害により県内で発生した住宅に係る被害に対し、下記の補助事業を実施する。

ア 補助対象者

自然災害により住家の全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊もしくは床上浸水の被害を受け、またはその住家が解体に該当するに至った世帯、長期避難の状態となつた世帯主が生じた市町村

イ 補助対象事業

自然災害により住家の全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊もしくは床上浸水の被害を受け、またはその住家が解体に該当するに至った世帯、長期避難の状態となつた世帯主に対して市町村が支援金を支給する事業

ウ 県制度の適用要件

- ①県内又は隣接県で被災者生活再建支援法が適用された場合の自然災害
- ②局地的災害のため法が定める適用要件を満たさないものの、当該局地において相当程度の被害があり、知事が特に必要と認める自然災害

エ 補助対象経費（上限）

被災区分	最大支給額※
全壊	300万円
解体/長期避難	300万円
大規模半壊	250万円
中規模半壊	100万円
半壊	50万円
床上浸水	30万円

※複数世帯の場合。単数世帯は3/4

（3）県負担・補助率の考え方

県：2/3 市町村：1/3

市町村の財政力や被災規模等に関わらず、被災者に対し迅速な支援を行うため県が
応分の負担を行い、市町村による制度化の誘導が必要

（4）類似事業の有無

国制度：被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給

3 事業費の積算 内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
補助金	4,900	被災者へ支援金を支給した市町村への補助金交付
合計	4,900	

決定額の考え方

4 参考事項

（1）各種計画での位置づけ

「岐阜県地域防災計画」

- ・災害復旧 -被災者の生活保護-被災者への生活再建等の支援
(岐阜県被災者生活・住宅再建支援事業費補助金)

（2）国・他県の状況

国：被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の給付

他県：多数の県で類似の県単独補助制度あり

（3）後年度の財政負担

県内で被災者生活再建支援法適用被害が発生する都度、被災状況を踏まえて
予算計上のうえ、支援金を給付。

（4）事業主体及びその妥当性

支援金の迅速かつ円滑な支給のため、支援金の支給主体は、住家被害認定及び罹災証明書を発行業務を担う市町村とすることが不可欠である。

県単独補助金事業評価調書

<input type="checkbox"/> 新規要求事業
<input checked="" type="checkbox"/> 継続要求事業

(事業内容)

補助事業名	岐阜県被災者生活・住宅再建支援事業費補助金
補助事業者(団体)	市町村
補助事業の概要	(目的) 自然災害の被災者の生活・住宅再建を支援 (内容) 市町村が行う被災者への信金支給に対し補助
補助率・補助単価等	定率(2/3) (内容) 全壊・解体・長期避難300万円、 大規模半壊250万円、中規模半壊100万円、 半壊50万円、床上浸水30万円 ※複数世帯の場合。単数世帯は3/4 (理由) 被災者に対し迅速な支援を行うため県が応分。 補助額は国制度の補完のため、国に準じている
補助効果	自然災害による甚大な被害を受けた被災者の生活・住宅再建を支援する。
終期の設定	

(事業目標)

・終期までに何をどのような状態にしたいのか

申請のあった対象被災者に対し、市町村が県の補助を受けて支援金を支給することで、被災者の生活・住宅再建を支援する。

(目標の達成度を示す指標と実績)

被災者の生活・住宅再建支援制度は災害の発生により被災者に支援金を支給した市町村からの申請に基づき補助金を交付するものであり、事前に申請件数等の目標値を設定することができない。

指標名	事業開始前 (R)	R6年度 実績	R7年度 目標	R8年度 目標	終期目標 (R)	達成率
①						
②						

補助金交付実績 (単位:千円)	R4年度	R5年度	R6年度

(これまでの取組内容と成果)

令和4年度	2市町（2世帯分） 825千円補助金支給
	指標① 目標：_____ 実績：_____ 達成率：_____ %
令和5年度	支給実績なし
	指標① 目標：_____ 実績：_____ 達成率：_____ %

令和6年度	1市（大垣市・14世帯分） 3,373千円補助金支給
	指標① 目標：_____ 実績：_____ 達成率：_____ %

(事業の評価)

・事業の必要性(社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断)	
3：増加している 2：横ばい 1：減少している 0：ほとんどない	
(評価) 2	令和2年7月豪雨や令和3年8月豪雨等、近年水害が頻繁に発生している。
・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか)	
3：期待以上の成果あり（単年度目標100%達成かつ他に特筆できる要素あり） 2：期待どおりの成果あり（単年度目標100%達成） 1：期待どおりの成果が得られていない（単年度目標50～100%） 0：ほとんど成果が得られていない（単年度目標50%未満）	
(評価) 2	
・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか)	
2：上がっている 1：横ばい 0：下がっている	
(評価) 2	県内全市町村の当制度創設が完了したため。

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項 適用可否の迅速な判断の呼びかけを行う。
--

(次年度の方向性)

・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 申請に対して速やかに支給事務を行う。
--